

令和5年度グローバル化対応教員育成（国外大学等プログラム）企画運營業務委託
プロポーザル募集要項

令和5年2月28日
岐阜県教育委員会教育研修課

【趣旨・目的】

社会・経済のグローバル化が急速に進展する中、豊かな語学力やコミュニケーション能力を身に付け、グローバルな視野に立ち、様々な分野で主体的に活躍できる人材の育成が求められています。

グローバル人材を育成するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の英語教員の英語運用能力と英語指導能力の向上を目的とした、国外大学等の研修プログラムに派遣する業務を実施する民間事業者等を募集します。

留意事項

本業務委託に係る予算は、令和5年度当初予算の成立を前提としており、成立しない場合は、本業務委託は実施しませんので、あらかじめご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は最優秀提案者において損害が生じた場合であっても、県においては、その損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 委託業務名

令和5年度グローバル化対応教員育成（国外大学等プログラム）企画運營業務委託

2 業務内容

仕様書のとおり

3 委託業務期間

仕様書のとおり

4 委託費の上限

4,796,480円（消費税額及び地方消費税額込み）

※なお、県の委託費とは別に、研修参加者から1名当たり200,000円（消費税額及び地方消費税額込み）の負担金を徴収すること。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という）であり、以下の（1）から（11）までの全ての要件を満たす者であること。

共同企業体で参加する場合であっても、代表構成員が（1）及び（2）を満たし、かつ代表構成員を

含むすべての構成員が（３）から（１１）までの全ての要件を満たす者であること。

- （１）岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- （２）旅行業法（昭和27年法律239号）第3条に定める登録を受けている者であること。
- （３）日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- （４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （５）役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- （６）次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がされている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（手続開始の決定後、県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- （７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （８）岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- （９）宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- （10）岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （11）県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画一案を様式1に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3判資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

（1）事業実施計画

別添仕様書「7 委託業務の内容」を基に、以下について記載してください。

ア 受講する国外の大学等教育機関でのプログラム内容、（プログラムに加えて実施可能な現地大学での研修内容）

イ 現地視察先の概要

ウ 現地滞在先の概要

エ 現地支援業務及び安全管理並びに県において研修先の状況が適切に把握することができるような配慮の内容

オ 参加者の研修派遣成果の確認方法

カ 研修事業全体の事後検証方法

キ その他実施する事業の計画、内容

(2) 事業の実施体制

ア 事業の人員体制、実施体制、連携体制等

イ 責任者等の資格・経験・能力等

(3) 提案者の経験・能力等

ア 経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）

イ 本事業に類する事業の実施実績（実績がある場合）

3 プロポーザルの手続き

(1) スケジュール

項目	日程
募集要項等の公開・配布	令和5年2月28日（火）～令和5年3月27日（月）
質問受付	令和5年2月28日（火）～令和5年3月20日（月）
プロポーザル参加申込受付	令和5年2月28日（火）～令和5年3月29日（水）
企画提案書の受付	令和5年2月28日（火）～令和5年3月29日（水）
プロポーザル評価会議	令和5年4月中旬（予定）
選定結果の通知・公表	令和5年4月下旬（予定）

(2) 募集要項等の公開・配布

ア 配布期間

令和5年2月28日（火）～令和5年3月27日（月）

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

イ 配布場所

岐阜県教育委員会教育研修課 研修第二係

（〒500-8384 岐阜市藪田南5-9-1）

※募集要項等は、「岐阜県庁ホームページ入札情報－公募型プロポーザル」からもダウンロードできます。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

(3) 質問事項の受付、回答

ア 受付期間

令和5年2月28日（火）～令和5年3月20日（月）

午後5時15分まで

イ 提出方法

質問は書面（別紙1）を、持参、郵送、ファックス又は電子メールにより提出してください。

[持参] 土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

[郵送・ファックス・電子メール] 締切日当日の午後5時15分までに事務局に到着したものを有効とします。いずれも、受信確認の連絡を入れてください。

【提出先】

岐阜県教育委員会教育研修課 研修第二係

〒500-8384 岐阜市藪田南5-9-1

FAX 058-276-6774

電子メール c17781@pref.gifu.lg.jp

ウ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県教育委員会教育研修課のホームページ上にて公表します。

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kyoiku-iinkai/kenshu/>)

(4) プロポーザル参加申込書の受付

ア 受付期間

令和5年2月28日（火）～令和5年3月29日（水）

午後5時15分まで

イ 提出書類

(ア) 参加申込書（別紙2）

(イ) 共同体構成員届出書（別紙3） ※該当する場合のみ

(ウ) 共同体協定書（別紙4） ※該当する場合のみ

(エ) 共同体委任状（別紙5） ※該当する場合のみ

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法

教育研修課まで持参又は郵送により提出してください。

[持参] 土曜・日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

[郵送] 締切日当日の午後5時15分までに事務局に到着したものを有効とします。なお、受信確認の連絡を入れてください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

ア 受付期間

令和5年2月28日（火）～令和5年3月29日（水）

午後5時15分まで

イ 提出書類

(ア) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1

(イ) 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2

(ウ) 法人（団体）に関する書類

- a 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から3カ月以内のもの又はその写し）
- b 法人（団体）概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式3
- c 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの（団体の場合は、同様の内容がわかる資料に替えてください）

(エ) 誓約書・・・様式4

ウ 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

エ 提出方法

教育研修課まで持参又は郵送により提出してください。

〔持参〕土曜・日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

〔郵送〕締切日当日の午後5時15分までに事務局に到着したものを有効とします。なお、受信確認の連絡を入れてください。

オ その他

プロポーザル評価会議において、企画提案内容についてのプレゼンテーションを実施してください。

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての留意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 募集要項に違反すると認められる場合
- (オ) 募集要項に記載を求められた事項の全部または一部が記載されていない場合
- (カ) 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (キ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (ク) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (ケ) その他募集要項に違反する行為、または評価の公平性に影響を与える不正行為があった場合

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

ウ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

オ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

カ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

キ その他

(ア) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

(イ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

(ウ) 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

(エ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の午後5時15分までに、辞退届（様式自由）を教育研修課に持参又は郵送により提出してください。なお、郵送提出の場合は、受信確認の連絡を入れてください。

(7) 見積書作成にあたっての注意事項

ア 見積書（様式2）の「④消費税及び地方消費税」は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、「③総経費」の100分の10に相当する額を記載してください。

イ 見積書（様式2）の「⑧見積額（⑦＝提案金額）」は、「⑤総経費」から「⑥参加者負担金」を控除した額とします。

$$\begin{aligned} & \text{「③総経費」 (①直接経費 + ②一般管理費 (※)) + ④消費税及び地方消費税} \\ & \quad - \text{「⑥参加者負担金」} = \text{「⑧見積額 (=⑦提案金額)」} \end{aligned}$$

(※) 「②一般管理費」は、「①直接経費」の10%以内をお願いします。

ウ 見積書は、経費の内訳及び単価、数量を明示して具体的に記載し、提案された内容と整合するものとしてください。

エ 国外大学等プログラム派遣参加者を対象とした渡航前事前説明会の会場借り上げ料は、県の委託費に含みません。

オ 本業務実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。

カ パソコン、複合機（コピー／ファックス）等の購入に係る経費については、県の委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）

(8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

岐阜県教育委員会教育研修課 研修第二係

〒500-8384 岐阜市藪田南5-9-1

[持参] 土曜・日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

[郵送・ファックス・電子メール] 締切日当日の午後5時15分までに事務局に到着したものを有効とします。いずれも、受信確認の連絡を入れてください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める委員により組織された「グローバル化対応教員育成（国外大学等プログラム）企画運營業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時

令和5年4月中旬（予定）

(2) 開催場所

未定 ※時間及び場所については、後日、企画提案参加者に通知します。

(3) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 15分（プロポーザル参加申込書の受付順）

構成員からの質疑 10分（プレゼンテーション終了後）

(4) 注意事項

ア 開催日、開始時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。

イ プレゼンテーションを行う方は、3名までとします。なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。

ウ プレゼンテーションの際、新規に資料を追加する場合は、評価会議当日までに、10部を提出してください。なお、郵送の場合は受信確認の連絡をしてください。

エ 企画提案参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

オ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

カ プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、スライドを印刷した資料を、評価会議当日までに10部提出してください。（郵送の場合は受信確認の連絡をしてください。）また、パソコン、プロジェクター、スクリーン等プロポーザルに必要な機器は、県で用意します。上記機器の使用を希望する場合は、企画提案書提出時に申し出てください。プロポーザルに必要な機器について希望がある場合も同様に申し出てください。（ただし、希望に添えない場合もありますのでご了承ください。）

3 評価項目及び評価内容

別表 「評価項目及び評価内容」のとおり。

第4 最優秀提案者の選定

上記評価項目について企画提案書の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。

1 複数の同得点者が生じた場合等の取扱い

同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。上記においても複数の同点者が生じた場合は、同点者らによるくじ引きにより決するものとします。

2 最低基準に満たない場合の取扱い

構成員の企画評価点の配点の合計（80点）の6割（48点）を最低基準とし、基準を満たさない提案者は選定の対象としません。

3 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において最低基準を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とします。基準に満たない場合、または提案者がいない場合は再度公募を実施します。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、下記の内容をホームページ上で公表します。

- (1) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順。ただし、応募者が2者の場合には公表しません。）
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議の構成員氏名

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（最低基準点に満たない者を除く。）と協議を行います。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

4 知的財産権の取り扱い

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、或いは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければなりません。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとなります。

5 業務内容の変更・中止等における取扱い

業務内容の変更・中止等の場合の取り扱いについては、県と協議してください。

6 第三者に対する損害賠償責任

受託者は、本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければなりません。

7 著作権の譲渡等

仕様書の記載により取り扱います。

8 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実実施計画及びスケジュールを作成し、県の承諾を得てください。また、業務の実施にあたっては、必ず県と協議のうえで行ってください。

9 実績報告書の提出

受託者は、業務終了後速やかに、仕様書の内容を満たしていることが確認できる報告書を提出してください。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができません。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 不当介入における通報義務

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理

的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。

2 履行期間の延長請求

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、岐阜県に履行期間の延長を請求することができます。

第9 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとします。

第10 問い合わせ先及び書類提出先

岐阜県教育委員会教育研修課 研修第二係
〒500-8384 岐阜市藪田南5-9-1
TEL 058-271-3456
FAX 058-276-6774
電子メール c17781@pref.gifu.lg.jp

別表

評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、企画評価点と価格評価点の配点の合計を100点満点として採点し、構成員（3名）の採点数の合計で算出する。

評価項目及び評価内容	配点
1 提案内容の具体性及び実現可能性（企画評価点）	60点
(1) 受講する国外の大学等教育機関でのプログラム内容の妥当性 ・以下を到達目標とするTESOL (Teaching English to Speakers of Other Languages) プログラム又はTEFL (Teaching English as a foreign language) プログラム、あるいはこれらに準ずる妥当な内容か。 ・同一大学内の別の英語プログラムは、上記プログラムに最も近い水準であり、かつ妥当な内容か。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【到達目標】</p> <p>1) 英語コミュニケーション能力の向上</p> <p>2) 英語教授法に関する知識及び技能の向上</p> <p>3) 授業において展開可能な実践的英語教授法の習得</p> <p>4) 模擬授業を通じた英語運用能力及びクラス運営能力の向上</p> </div>	20点
(2) 現地視察先の妥当性 ・英語科教員の授業改善に還元することができる妥当なものか。	10点
(3) 現地滞在先の妥当性 ・研修先への通学、学習環境、健康維持、安全確保及び参加者間の均衡について配慮された妥当なものであるか。	10点
(4) 現地支援業務内容及び安全管理並びに発注者において研修先の状況が適切に把握することができるような配慮の内容の妥当性 ・参加者の現地滞在期間中における現地支援業務及び安全管理の内容は妥当か。 ・発注者において派遣研修先の状況が適切に把握することができるか。	15点
(5) 研修事業全体の事後検証方法の妥当性 ・事業全体の事後検証方法及び成果確認方法は妥当なものか。	5点
2 事業を適正かつ確実に実施する能力（企画評価点）	20点
(1) 事業実施体制 ・事業を確実に実施できる体制が整っているか。	10点
(2) 経験、ノウハウ ・責任者等に知識、経験その他望ましい資格があるか。 ・知識・ノウハウ・経験等を十分に生かせることが期待できるか。	10点
3 価格評価点	20点
・委託業務に要する金額の見込み額の上限よりも提案金額が低く設定されていれば、2%未満で2点の加点とし、以下、2%ごとに2点ずつ加点する。（最高20点まで）	20点
合 計	100点